

## 新型コロナウイルス感染症患者（11例目）の発生について（第2報）

令和2年4月7日（火）に第1報で公表した、新型コロナウイルス感染症患者（11例目）の行動歴及び濃厚接触者に係るPCR検査の結果等は次のとおりです（下線部が追加情報）。

### 1 行動、症状の経過等

- 3月30日（月） 福岡市内から広島市内へ転居  
B宿泊施設利用
- 3月31日（火） 午前9時、転居手続きのため中区役所を利用  
C不動産事業所利用  
昼過ぎに倦怠感、悪寒  
D宿泊施設利用
- 4月 1日（水） 午前、転居に伴う運転免許証の変更手続きのため中央警察署を利用  
E引越し業者から荷物の受取り
- 4月 2日（木） 倦怠感、悪寒継続。日中は37℃代後半の発熱  
保健センターに相談の上、近隣の医療機関に連絡するも、発熱等を理由に受診を断られ、自宅で経過観察
- 4月 3日（金） Fスーパーマーケット及びGクリーニング店利用
- 4月 4日（土） 倦怠感、悪寒継続。味覚障害出現。日中は37℃代後半の発熱  
自宅で経過観察
- 4月 6日（月） A医療機関を受診  
医師が新型コロナウイルス感染症を強く疑い、検体を採取  
PCR検査の結果、新型コロナウイルス陽性と判明  
感染症指定医療機関に入院

※本人からの申告によれば、発症前14日以内に渡航歴はなく、発症後は、4月3日及び6日を除いてマスクを着用していなかった。

### 2 濃厚接触者等の状況

#### (1) B宿泊施設

患者に対応した従業員は1名のみで、接触時間も短く、濃厚接触者に該当する者はいなかった。

#### (2) 中区役所

患者に対応した職員1名を濃厚接触者と判断し、本市衛生研究所においてPCR検査を実施した結果、陰性であることを確認した。

また、保健センターからは、対象者について4月14日まで健康観察を実施するとともに、不要不急の外出の自粛を要請した。

(3) C不動産業事業所

患者に対応した従業員は1名のみで、接触時間も短く、濃厚接触者に該当する者はいなかった。

(4) D宿泊施設

患者に対応した従業員2名のうち1名を濃厚接触者と判断し、本市衛生研究所においてPCR検査を実施した結果、陰性であることを確認した。

また、保健センターからは、対象者について4月14日まで健康観察を実施するとともに、不要不急の外出の自粛を要請した。

(5) 中央警察署

患者に対応した職員は1名のみで、接触時間も短く、濃厚接触者に該当する者はいないとの回答があった。

(6) E引越し業者

患者に対応した従業員は1名のみで、接触時間も短く、濃厚接触者に該当する者はいなかった。

(7) Fスーパーマーケット及びGクリーニング店

患者からの聞き取りにより、レジにおいて支払い等にかかる簡単な会話のみであったことから、濃厚接触者に該当する者はいないと判断した。

(8) A医療機関

保健センターからの当該医療機関への問合せに対し、適切な感染防護を行い診療に従事させるようにしており、濃厚接触者に該当する従事者がいないとの回答があった。